

## 告示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山科 昭宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字松伏字河 原町三〇九四番一地先から 同郡同町大字松伏字河原町三 一二七番三地先まで		区 間
二五・〇〇〃 二六・六八	二五・〇〇〃 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一二九・五三		(メートル) 延 長
平成二十年十二月五日付 け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第三十五号で 告示した道路予定区域の 変更である。		備 考